

令和 8 年 5 月 2 1 日

総務企画常任委員協議会会議概要

委 員 長 奈 良 祥 孝

副 委 員 長 蛸 名 和 子

1 開催日時 令和8年5月21日（木曜日）午前9時58分～午前10時31分

2 開催場所 第3委員会室

3 報告事項

（1）令和8年第2回定例会提出予定案件

- ①青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市財産区特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- ③青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ④財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）
- ⑤専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- ⑥青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

（2）その他

- ①損害賠償等請求事件（控訴審）について

○出席委員

委員 長 奈 良 祥 孝	委 員 天 内 慎 也
副委員長 蛭 名 和 子	委 員 舘 山 善 也
委 員 中 田 靖 人	委 員 奈良岡 隆
委 員 軽 米 智雅子	委 員 大 矢 保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長 小 野 正 貴	総 務 部 次 長 越後谷 和 人
総 務 部 理 事 佐々木 和 人	危 機 管 理 監 鈴木 健 仁
企 画 部 長 金 谷 浩 光	企 画 部 次 長 沢 木 正 明
企 画 部 理 事 齊 藤 寿 一	税 務 部 次 長 鈴木 健 司
税 務 部 長 千 葉 康 伸	浪岡振興部次長 鳥谷部 稚 子
浪岡振興部長 奈 良 英 文	総 務 課 長 藤 林 靖 幸
会 計 管 理 者 横 内 修	管 財 課 主 幹 葛 西 厚 大
選挙管理委員会事務局長 太 田 直 樹	関 係 課 長 等
監査委員事務局長 遠 嶋 祥 剛	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久 保 拓 哉

議事調査課主幹 富 岡 俊 一

○奈良祥孝委員長 ただいまから総務企画常任委員協議会を開会いたします。

本日は議員も理事者も欠席がありません。

それでは本日の案件に入ります。令和8年第2回定例会提出予定案件について報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いをいたします。

初めに、「青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和8年第2回青森市議会定例会へ提出を予定しております青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、本条例は、市長等が職務上の行為により市に損害を生じさせた場合に、その損害賠償責任の一部を免責することを定めるものであります。

「1 制定理由」であります。令和8年9月24日施行の地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、条例において引用する条項を整理するため制定するものであります。なお、今回の改正は引用条項の整理を行うものであり、制度の内容に変更はありません。

次に、「2 改正内容」であります。、「（1）青森市長等の損害賠償責任に関する条例」につきましては、第1条において地方自治法の第243条の2の7第1項を第243条の2の8第1項に、同じく第243条の2の8第3項を第243条の2の9第3項にそれぞれ改めるものであります。

また、第2条では、地方自治法施行令の第173条の4第1項第1号を第173条の5第1項第1号に改めるものであります。

次に、「（2）青森市公営企業の設置等に関する条例」につきましては、第14条において、地方自治法の第243条の2の8第8項を第243条の2の9第8項に改めるものであります。

最後に、「3 施行期日」につきましては、令和8年9月24日を予定しております。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市財産区特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和8年第2回青森市議会定例会へ提出を予定しております青森市財産区特別会計条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

ます。

資料を御覧ください。

「1 改正理由」に記載しておりますとおり、青森市大字細越財産区つきましては、これまで予算を計上すべき歳入及び歳出がありませんでしたことから、特別会計を設置しておりませんが、今年度から土地貸付収入が見込まれるため、新たに特別会計を設置することとし、所要の改正をしようとするものであります。

次に、「2 改正の概要」につきましては、このたび当財産区有地の一部上空に、つがる市・鯨ヶ沢町沖の洋上風力発電で発電した電力を青森市高田の東北電力ネットワーク株式会社変電所まで送電する送電線が通過する予定となり、土地貸付収入として 3791 円が見込まれることとなりましたことから、地方自治法第 209 条第 2 項に基づき、青森市財産区特別会計条例に青森市大字細越財産区を追加記載するものであります。

「3 施行期日」につきましては、公布の日とするものであります。

あわせまして、当該予算案につきましても、令和 8 年第 2 回青森市市議会定例会に提出しようとするものであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和 8 年第 2 回青森市議会定例会へ提出を予定しております青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

資料下段の参考に記載しておりますとおり、久栗坂財産区議会では、区域住民の高齢化により議員の成り手不足が深刻化していることなどから慎重に協議を重ね、財産区議会を廃止し、地方自治法第 296 条の 2 第 1 項の規定に基づきます財産区管理会へ移行すべきとの結論に達したところであります。

このことから、去る 3 月 4 日に開催されました令和 8 年第 1 回青森市久栗坂財産区議会定例会におきまして、青森市久栗坂財産区議会設置条例を廃止する条例を可決し、久栗坂財産区議会は令和 8 年 9 月 1 日をもって廃止することとなりました。

このため、本市におきましては青森市財産区管理会設置条例の一部を改正し、久栗坂財産区管理会を新たに設置し、あわせまして、久栗坂財産区特別会計条例を廃止し、青森市財産区特別会計条例に青森市久栗坂財産区を加えるものであります。

なお、財産区の管理委員は 7 人とし、その旨を青森市財産区管理会設置条例に追加いたします。

また、施行期日は現在の財産区議員の任期満了日の翌日であります令和8年9月1日とするものであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 今の久栗坂財産区ではなく、大字細越財産区の委員は何人になるんですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 担当課から回答させてよろしいでしょうか。

○奈良祥孝委員長 担当課お願いします。

○葛西厚大管財課主幹 大字細越財産区は未組織になっておりまして、委員はいらっしゃらないんですけれども、今回の件に関しましては、町会にお話しております。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 管理会でも議会でもないということよろしいですか。

○葛西厚大管財課主幹 大字細越財産区は管理会ではなく、議会でもなく、組織がされていない財産区という形になります。

○奈良祥孝委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 令和8年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

本件は、令和8年度に更新を行います住基や税などのマイナンバーを利用する770台のパソコンで使用するワード、エクセル等のマイクロソフトオフィスライセンスを取得しようとするものであります。

取得する財産は「Microsoft Office LTSC Professional Plus 2024」、数量は770ライセンスとなっております。

入札結果につきましては、去る5月13日に指名競争入札を執行いたしました結果、予定価格内で落札されたことから、株式会社アイシーエス青森支店と8574万2657円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料といたしまして入札執行票を添付しております。

このたびの契約は、予定価格が2000万円以上の動産の買入れでありますことから、地方自治法及び青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取

得及び処分に関する条例の規定に基づき、議案として提出することを予定している
ものであります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定に
ついて）」報告を求めます。税務部長。

○千葉康伸税務部長 令和 8 年第 2 回青森市議会定例会に提出を予定しておりま
す、専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定につい
て）御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

本資料は、去る 4 月 3 日に全議員の皆様にご覧いただきまして、タブレット配信させていただいたもの
と同じ内容であります。改めて説明させていただきます。

初めに、「1 専決処分について」であります。

令和 8 年度税制改正大綱を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が令和 8 年
3 月 31 日に成立、公布されまして、4 月 1 日から施行される部分のうち緊急に改正
が必要なものとして、令和 8 年 3 月 31 日に専決処分したものであります。

次に、「2 専決処分による改正項目について」軽自動車税の環境性能割の廃止で
あります。

軽自動車税の環境性能割ですが、新車・中古車を問わず軽自動車の取得者に対し、
燃費基準達成度に応じて、課税しているものであります。

地方税法の改正により 3 月 31 日に廃止となったことから、青森市市税条例にお
いても、軽自動車税の環境性能割を廃止としたものであります。

なお、令和 8 年度分の減収見込額であります。約 7600 万円ほどについては、全
額、国において地方特例交付金で手当てされるものであります。

説明は以上です。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。
税務部長。

○千葉康伸税務部長 令和 8 年第 2 回青森市議会定例会に提出を予定しておりま
す青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 ページを御覧ください。

初めに、「1 制定理由」であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和
8 年 3 月 31 日に公布されたこと等に伴いまして、青森市市税条例等において、先ほ

ど、御説明申し上げた専決処分した項目以外の必要な項目について、改正しようとするものであります。

順次、御説明申し上げます。

1 点目は、住宅ローン控除の延長についてであります。

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を、個人住民税から控除する措置となっております。

今回の改正では、その適用期限を令和 7 年から令和 12 年までに 5 年延長したほか、住民税の控除限度額の計算において、令和 7 年 12 月以前に居住の用に供したものに限り、所得税基礎控除額から 48 万円を差し引いた額を加算して算出するものであります。

施行期日は、令和 9 年 1 月 1 日を予定しております。

2 点目は、軽自動車税グリーン化特例の延長についてであります。

軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在に軽自動車等を所有している方に課税される税金であり、電気軽自動車、天然ガス軽自動車など燃費性能等の優れた自動車につきましては、初年度のみ 75%軽減する、いわゆるグリーン化特例を適用しております。

今回の法改正により適用期限が 2 年延長し、令和 8 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 31 日に改正するものであります。

施行期日は、公布の日を予定しております。

3 点目は、固定資産税のわがまち特例制度に係る改正についてであります。

わがまち特例制度は、地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方税法に定められた範囲内で、地方自治体が条例で特例率を決定する制度であります。

初めに、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長についてであります。

本特例措置は、令和 8 年 3 月 31 日までに、不特定かつ多数の者、または、主に高齢者、障害者等が利用する特別特定建築物のうち、劇場・音楽堂に限りバリアフリー改修の工事を行った場合は、工事が完了した翌年から 2 年間、固定資産税を減額するものであります。

今回の法改正によりまして、対象期間が令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間延長されたほか、対象建築物、対象基準及び対象工事費の要件が拡充されております。

本市においては、国の参酌基準に基づき、特例率を 3 分の 1 に定めるものであります。

2 ページを御覧ください。

次に、再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長についてであります。

本特例措置は、令和 8 年 3 月 31 日までに設置された再生可能エネルギー発電設備を対象に、設置された翌年から 3 年間、課税標準額の特例措置を講ずるものであります。

今回の法改正によりまして、令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間延長され、対象施設及び特例率について見直し、拡充されております。

本市におきましては、国の参酌基準に基づき、特例率をそれぞれ記載のとおり定めるものであります。

施行期日については、公布の日を予定しております。

3 ページを御覧ください。

4 点目は、固定資産税の免税点の見直しについてであります。

課税標準額の合計が、家屋においては 20 万円、土地においては 30 万円、償却資産においては 150 万円に満たない場合は、固定資産税を課さない、いわゆる免税点であります。

今回の法改正によりまして、家屋においては 30 万円、償却資産においては 180 万円に引き上げられたことから、青森市市税条例においても、同様の改正をするものであります。

施行期日は、令和 9 年 4 月 1 日を予定しております。

5 点目は、国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を、それぞれの課税限度額の範囲内において課税することとされております。

このたびの改正で、基礎課税額に係る課税限度額をこれまでの 66 万円から 67 万円に引き上げるほか、今年度から新設する子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を 3 万円とするものであります。

6 点目は、国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについてであります。

世帯の所得が一定額以下の場合には、国が定める基準に従いまして、国民健康保険税を軽減するものであります。

このたびの改正は、5 割軽減につきましては、被保険者の数に乗ずる金額をこれまでの 30 万 5000 円から 31 万円に、2 割軽減につきましては、これまでの 56 万円から 57 万円にそれぞれ引き上げまして、軽減対象世帯の拡充をしようとするものであります。

4 ページを御覧ください。

7 点目は、子ども・子育て支援納付金の新設についてであります。

国においては、子育て政策における安定財源確保のため、子ども・子育て支援金制度を創設したものであり、令和 8 年 4 月 1 日から各保険者において、保険料と併せて徴収することとされております。

そのため本市におきましては、国民健康保険税の新たな区分として、子ども・子育て支援納付金の税率を設定しようとするものであります。

表の「子ども・子育て支援納付金課税額」の欄を御覧ください。

税率につきましては、県が提示した市町村標準保険料率をベースといたしまして、所得割については 0.3%、均等割については 1330 円、18 歳以上被保険者均等割につ

いては 70 円、平等割については 900 円となっております。

次に、基礎課税額の欄を御覧ください。

子ども・子育て支援納付金課税額の新設による負担増について、その同率分を基礎課税額の税率を引き下げることで全体の負担額に変更がないように調整したものであります。

なお、今回の税率の改定につきましては、青森市国民健康保険運営協議会から了承する旨の答申をいただいております。令和 8 年第 2 回青森市議会定例会において、関連する予算を提出することとしております。

8 点目は、国民健康保険税の前納制度の新設についてであります。

国民健康保険税の前納制度は、賦課年度の 1 月 1 日時点において、日本国内で住民登録されていない外国人及び帰国した日本人に対しまして、一括の前納とするものであり、令和 8 年度本算定から適用するものとしております。

なお、国民健康保険税に係る改正につきましては、施行期日はいずれも、公布の日を予定しております。

条例の主な改正項目については、以上のとおりであります。

これらの改正のほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正など、所要の改正を行うものであります。

説明は以上です。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 本件に伴う交付税はどのようになるんですか。

○奈良祥孝委員長 税務部長。

○千葉康伸税務部長 それぞれ影響があるもの、ないものがあります。

まず、住宅ローン控除に関しましては、国費で補填され、影響額はありません。軽自動車税も影響額はありません。

固定資産税に関しましては、過去 3 年間の平均により、免税点を引き上げることで、約 7400 万円ほど市税が減少する見込みになっております。これについては、国費等の補填等はありません。純粋に減収となるものであります。

○奈良祥孝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 交付税で来るといえることですか。

○奈良祥孝委員長 企画部長。

○金谷浩光企画部長 交付税の仕組みといたしまして、減収分については 75%が交付税措置されるというのが基本ルールとなっておりますので、交付税の算定の中で一定程度返ってくるということになります。

○奈良祥孝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 今の企画部長の話だと、減収分の 75%分が交付税措置されるという考えでいいんですか。

○奈良祥孝委員長 企画部長。

○金谷浩光企画部長 交付税の算定のルールといたしまして、そのような形に働くということでありまして、個別の措置で75%ということではなくて、交付税の全体の額として、75%の減収があった場合には交付税で措置されるということでありま

す。

○奈良祥孝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 あと、子ども・子育て支援納付金の新設は、青森市の場合ですが、市町村ごとに違うところがあるということですか。

○奈良祥孝委員長 税務部長。

○千葉康伸税務部長 子ども・子育て支援納付金というのは、県が最終的に市町村分を取りまとめて国に納付するという形になります。税率に関しましては、全部確認しているものではありませんが、おおむね変更がないような形で独自に設定するものと思います。

○奈良祥孝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 要するに、市町村ごとに違いが出てくるのかどうかをお聞きしたいです。

○奈良祥孝委員長 税務部長。

○千葉康伸税務部長 違いは出てきます。各市町村で元々の国保税の税率自体も違いますし、それをどこから調整するのかというのも各市町村で違いますので。

○奈良祥孝委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 青森市の場合だと変わらないという話でしたけれども、他の市町村によっては変わるところもあるということによろしいですか。

○奈良祥孝委員長 税務部長。

○千葉康伸税務部長 そういうことであります。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和8年第2回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「損害賠償等請求事件（控訴審）について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 損害賠償等請求事件（控訴審）について御報告いたします。資料を御覧ください。

第一審の訴状の概要につきましては、資料1枚目に記載のとおり、青森地方裁判所から、原告青森市職員1名、被告青森市といたします損害賠償等請求事件の訴状の送達がありましたことから、令和6年4月19日開催の総務企画常任委員協議会において御報告させていただいたところであります。

また、令和8年2月27日に青森地方裁判所で判決がありましたことから、同年3

月 6 日開催の総務企画常任委員会におきましても、資料記載の判決結果を御報告させていただいたところであります。

資料 2 枚目を御覧ください。

第一審の判決結果を受けまして、本市といたしましては、適切な対応に向け、顧問弁護士とも相談しておりましたところではありますが、控訴期間中の令和 8 年 3 月 12 日に原告側から仙台高等裁判所へ控訴があり、その後、令和 8 年 5 月 7 日付で仙台高等裁判所から控訴状の送達があったところであります。

控訴の趣旨といたしましては、第一審である青森地方裁判所の原判決中控訴人敗訴部分を取り消すこと、第一審における金銭請求額 1572 万 3253 円から第一審で認容されました 5 万円を控除した 1567 万 3253 円を支払うこと、請求金額に対する令和 6 年 4 月 14 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払うこと、仮執行宣言をすること、訴訟費用は第一審、第二審とも被控訴人の負担とすること、という内容となっております。

今後についてであります、口頭弁論期日が本年 7 月 10 日午後 1 時 30 分から、仙台高等裁判所において行われる予定となっております。

本市といたしましては、引き続き、顧問弁護士と相談の上、適切に対応してまいります。

なお、訴訟期間中であることから、当事者である職員の人権に配慮し、具体的な内容についてはお答えいたしかねますので、報告のみとさせていただきます。

また、本事案は、教育委員会も関連する事案ですので、本日、文教経済常任委員協議会におきましても報告しております。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 最近、市内に熊が出ているんですが、青森市でハンターは何人いるんですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 ガバメントハンターで雇用した方が 1 名であります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 1 名でいいのですか。最低でも 2 名必要ではないですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 今のところ、1 名ですが、状況に応じまして、必要があればという対応になるかと思います。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 最低でも2人1組だと思います。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 ガバメントハンターとして1名おりますけれども、猟友会、警察等と連携を取りながらやっております、ガバメントハンターとなる方が橋渡し人のような形で対応しているところでもあります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 猟友会は青森市内に何人いますか。熊を撃てる方は何人いますか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 熊を撃てる方というのは、それなりに経験を積んだ方に限定されるとのことですが、その人数までは現在把握しておりません。すみません。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 この前、小牧野遺跡にも熊が出たので、やっぱりある程度責任感を持って撃たせるような対応が必要かなと思っています。

雪よりも熊のほうが恐ろしいですから、覚悟して業務に当たっていただきたいと思います。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 この際、私から申し上げます。

まず、先週の15日金曜、15時からの議員とカダる会ではDX推進課には大変お世話になりました。また委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本委員会の視察についてであります。先般、事務局を通してお知らせしているとおり、7月6日月曜日から8日水曜日の日程で、石川県珠洲市及び石川県金沢市において、行政視察を実施いたします。委員の皆様におかれましては、何とぞよろしくお願いいたします。また、視察に係る資料は、確定次第、別途事務局より御連絡いたします。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)